

2025年4月18日

白岡市議会 御中

埼玉弁護士会  
会長 宗像 英明  
(公印省略)

### 再審法改正を求める意見書について（要請）

日頃より、当会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。  
当会は、以下のとおり要請いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしく  
お願い申し上げます。

#### 第1 要請の趣旨

えん罪被害者の速やかな救済のために、再審法の改正を求める意見書を決議していただきたく、要請いたします。

#### 第2 要請の理由

##### 1 現在の再審法の不備について

日本弁護士連合会(以下「日弁連」といいます。)は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」(弁護士法 1 条)という弁護士の使命に基づき、様々な人権擁護活動を行ってきており、その一つとして、無実の罪を着せられた「えん罪被害者」の再審(裁判のやり直し)請求を支援してきました。日弁連の支援事件では、死刑再審 5 事件(免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件に加え、昨年に再審無罪判決が下され確定した袴田事件)を始め、これまで 19 の事件で再審により無罪判決が確定しています。しかし、再審のハードルは極めて高く、現実には、10 年、20 年、時には人生の大半をかけて、自らの無実を主張するものの、今なおえん罪を晴らすことができずに苦しんでいる人が大勢います。その原因は、再審の手続を定める法律の規定が不十分な点にあります。

再審は、間違った有罪判決で無実の罪を着せられたえん罪被害者を救済するための最後の手段であり、その手続については、刑事訴訟法の第 4 編「再審」で定められています。日弁連では、これを「再審法」と呼んでいます。しかし、現在の再審法には、再審の手続に関する規定がほとんどなく、いわば「再審のルール」が整備されていない状態であることから、「再審格差」とも呼ばれる 裁判所ごとの格差(事件を担当する裁判官の姿勢によって、えん罪被害者の救済が左右されるという実情)や、手続の長期化という問題を生み出しています。

このように、日弁連は、現在の再審法には不備があると考えていますが、その中でも特に次の2つの問題については、早急に改める必要があります。

## 2 再審請求手続における証拠開示の法制化について

一つは、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠を再審請求人に開示する(利用させる)規定が現在の再審法には存在しないということです。近時、「袴田事件」と「日野町事件」という社会的に注目される2つの事件で、高等裁判所が地方裁判所の再審開始決定を維持する決定を行いましたが、これらの事件でも、再審請求の段階で新たに開示された証拠が、再審開始の判断に強い影響を及ぼしています。ただ、これらの事件で証拠開示が実現したのは、裁判所の積極的な訴訟指揮によるものに過ぎず、再審請求手続における証拠開示が制度的に担保されているわけではありません。そのため、仮に再審請求人にとって有利な証拠が捜査機関の手元にあったとしても、それが再審請求人に開示されることは必ずしも多いとはいえないのが実情です。

しかし、証拠は、捜査機関の個人的な所有物ではなく、真実を発見するための公共財です。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を再審請求人が利用できるようにする仕組みを設けること(再審請求手続における証拠開示の法制化)が不可欠です。

## 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止について

もう一つは、裁判所が再審開始を認める決定を出しても、検察官がその決定に対して不服を申し立てることが認められていることです。

例えば、「袴田事件」では、2014年(平成26年)3月27日に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされましたが、これに対して検察官が不服申立てを行ったため、審理が長期化しました。その後、2023(令和5)年3月13日に東京高等裁判所で再審開始決定を維持する決定がなされ、これが確定しましたが、この間、9年以上もの歳月が経過しており、元被告人の袴田巖さんは87歳(当時)になりました。

また、「日野町事件」でも、2018年(平成30年)7月11日に大津地方裁判所で再審開始決定がなされ、その後、2023(令和5)年2月27日に大阪高等裁判所でこれを維持する決定がなされましたが、検察官は、そのいずれに対しても不服申立てを行っています。そのため、再審開始決定から5年以上経過した今もなお再審請求手続(裁判をやり直すかどうかを決定する手続)が続いている状態です。

このように、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められているため、審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消されて振出しに戻るという事態も生じています。再審開始決定がなされたということは、有罪判決

が間違っている可能性があるということですから、裁判をやり直すか否かという入口の問題にいつまでも時間をかけるのではなく、速やかに再審公判を開いてやり直しの裁判の手続を始めるべきです。検察官としても、有罪判決が間違っていないと考えるのであれば、再審公判の場でそのことを主張できるのですから、それで特に不都合はないはずです。したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては法律で禁止されるべきです。

#### 4 日弁連の再審法改正に向けた取組について

日弁連は、2022年（令和4年）6月16日に、再審法改正実現本部を設置しました。同本部は、2019年（令和元年）10月4日の第62回人権擁護大会における「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を踏まえ、①再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む再審法の速やかな改正の実現を目的としています。

そして、日弁連は、2023年（令和5年）6月16日の第74回定期総会において、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」を採択し、当会でも2023（令和5）年6月30日の定時総会において「現行刑事訴訟法における「再審法」の速やかな改正を求める総会決議」を採択するなど、現在、全国の弁護士会を挙げて再審法改正に向けた取組を進めています。

今現在、国会では「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟（再審法改正議連）」が、今国会（第217回国会）に再審法改正法案を提出し、その成立を目指す方針を確認しました。他方で、鈴木馨祐法務大臣が再審制度の見直しを法制審議会に諮問する方針を表明しました。

しかしながら、法制審議会において検討するとなれば年単位での検討となることは必至であり、前記改正は一刻の猶予も許さず、速やかに今国会で審議され、再審法の改正が実現されることが必要です。

日弁連では、2025年（令和7年）2月26日付で「今国会での再審法改正の実現を求める会長声明」を発出しました。

しかし、再審法の改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

#### 5 再審法改正への意見書採択のお願いについて

2025年（令和7年）2月19日には、埼玉県議会において、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」が全会一致で採択されました。

八潮市など2025年（令和7年）3月末時点で4市4町でも意見書が採択さ

れておりますが、まだ多くありません。静岡県内などでは全市町村議会で意見書が採択されているとのことです。

つきましては、えん罪被害者の速やかな救済のために、埼玉県内でもより多くの市町村議会で意見書を採択していただきたく、要請いたします。

なお、必要に応じて、当会の担当者が御説明に上がりますので、下記問合せ先まで御要望ください。

御多用のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目7番20号

埼玉弁護士会

電 話 048-863-5255

FAX 048-866-6544

